

## 第8次新潟県地域保健医療計画「新興感染症」ロジックモデル

番号		D 個別施策	番号		C 初期アウトカム	
<b>【入院医療体制】</b>						
番号	D 個別施策		番号	初期アウトカム	指標	
1	医療措置協定を医療機関と締結し、感染症患者の入院医療機関の病床確保体制を整備する		1	新興感染症に対応できるよう、平時から医療措置協定等により、新興感染症の患者の入院体制や後方支援体制を確保できている	感染症発生早期	感染症指定医療機関の感染症病床で対応【34床+重症対応病床40床】
2	感染症から回復した患者が転院できる後方支援病院を確保する				流行初期	医療措置協定（流行初期医療確保措置付き）に基づき、以下で対応 ・感染症指定医療機関の一般病床及び新型コロナウイルス感染症対応時の重点医療機関の病床【456床】 ・後方支援病院で新興感染症患者以外の患者受入
3	感染症危機時の入院調整の体制整備を推進する				一定期間経過後	医療措置協定に基づき、新型コロナウイルス感染症で確保した最大の病床数で対応【710床】 ・後方支援病院【48医療機関】
4	第1種協定指定医療機関で個人防護具が適切に備蓄されている状況を目指す		2	医療機関で個人防護具の備蓄ができている	協定締結医療機関のうち、8割以上の施設が当該施設の使用量2か月分以上の個人防護具を備蓄	
5	協定締結医療機関の医療従事者に対する研修及び訓練が年1回以上実施、または職員が参加している状況を目指す		3	平時から、医療機関の医療従事者等が参加する研修や訓練が実施できている	全協定締結医療機関の職員に対する研修及び訓練を年1回以上実施、または医療従事者が参加する	
6	新興感染症発生時に知見を共有する情報交換会を開催する		4	第1種協定指定医療機関等と新興感染症に関する最新の知見や対応方法を迅速に情報共有できる体制を整備できている		

番号	B 中間アウトカム
----	-----------

番号	A 最終アウトカム
----	-----------

番号	中間アウトカム	指標
1	入院治療を要する患者が適切な医療を受けられる	

→

番号	最終アウトカム	指標
1	感染拡大が可能な限り抑制され、県民の生命及び健康が守られている。	

## 第8次新潟県地域保健医療計画「新興感染症」ロジックモデル

番号		D 個別施策	番号			C 初期アウトカム	指標	
<b>【外来診療体制】</b>								
番号		D 個別施策	番号	初期アウトカム			指標	
1		医療措置協定を医療機関と締結し、発熱患者が適切に診療・検査を受けられる体制を整備する	→ 1	新興感染症に対応できるよう、平時から医療措置協定等により、新興感染症の患者の外来診療体制を迅速に確保できている	感染症発生 早期		感染症指定医療機関で対応	
					流行初期		医療措置協定（流行初期医療確保措置付き）に基づき、協定締結医療機関で対応【244機関】	
					一定期間経過後		新型コロナウイルス感染症で確保した最大の体制で対応【760機関】	
2		第2種協定指定医療機関で個人防護具が適切に備蓄されている状況を目指す	→ 2	医療機関で個人防護具の備蓄ができている			協定締結医療機関のうち、8割以上の施設が当該施設の使用量2か月分以上の個人防護具を備蓄	
3		協定締結医療機関の医療従事者に対する研修及び訓練が年1回以上実施、または職員が参加している状況を目指す	→ 3	平時から、医療機関の医療従事者等が参加する研修や訓練が実施できている			全協定締結医療機関の職員に対する研修及び訓練を年1回以上実施、または医療従事者が参加する	
4		第2種協定指定医療機関等と新興感染症発生時に知見を共有する情報交換会を開催する	→ 4	第2種協定指定医療機関等と新興感染症に関する最新の知見や対応方法を迅速に情報共有できる体制を整備できている				

## 【自宅・宿泊療養体制】

番号		D 個別施策	番号			C 初期アウトカム	指標	
番号		D 個別施策	番号	初期アウトカム			指標	
1		検査等措置協定に基づき宿泊施設と協定を締結し、居室を確保する	→ 1	宿泊療養について検査等措置協定に基づく宿泊施設の居室数を十分確保できている	流行初期		宿泊療養：協定締結室数50室	
					一定期間経過後		宿泊療養：協定締結室数420室	
2		自宅療養者等への医療の提供を担当する医療機関、薬局等と医療措置協定を締結する	→ 2	新興感染症の自宅療養者等への医療の提供を担当する医療機関、薬局等と平時に医療措置協定を締結し、第2種協定指定医療機関に指定できている			自宅療養 オンライン診療【12病院、184診療所】 調剤薬剤配送及び服薬指導【447薬局】 健康相談【18訪問看護ステーション】	
3		新興感染症発生時、自宅療養者等への医療等ができる体制づくりについて、平時から計画的に準備する	→ 3	新興感染症が発生した場合、速やかに自宅療養者等への医療等が提供できるように、感染症対策連携協議会等を活用し、平時から計画的に準備できている				

番号	B 中間アウトカム
----	-----------

番号	A 最終アウトカム
----	-----------

番号	中間アウトカム	指標
1	外来治療を要する患者が適切な医療を受けられる	

番号	最終アウトカム	指標
1	感染拡大が可能な限り抑制され、県民の生命及び健康が守られている。 【再掲】	

→

番号	中間アウトカム	指標
1	入院治療を要しない患者が適切に療養できる	

## 第8次新潟県地域保健医療計画「新興感染症」ロジックモデル

番号 D 個別施策		番号 C 初期アウトカム		
<b>【検査体制（分析）】</b>				
番号	D 個別施策	番号	初期アウトカム	指標
1	検査措置協定を民間検査機関や医療機関等と締結し、新興感染症まん延時の検査の最大体制の確保に努める	1	検査体制を速やかに整備できるよう民間検査機関や医療機関等との検査等措置協定などにより、平時から体制を構築できている	流行初期 検査の実施能力【400件/日】  一定期間経過後 検査の実施能力【4,833件/日】
2	県保健環境科学研究所は、平時から研究や訓練を行ったり、他の地方衛生研究所などと連携することにより、迅速かつ的確に検査を実施する体制の構築を目指す	2	地方衛生研究所は発生初期に検査を担うことを想定し、平時から研究や訓練を行い、他の地方衛生研究所などとも連携して、迅速かつ的確に検査を実施する体制が構築できている	
3	県保健環境科学研究所や医療機関等に新興感染症の患者の検査を検査する検査機器を確保し、検査体制の維持に努める	3	県保健環境科学研究所や医療機関等に新興感染症の検査をするための検査機器が十分確保できている	

番号	<b>B 中間アウトカム</b>
----	------------------

番号	<b>A 最終アウトカム</b>
----	------------------

番号	中間アウトカム	指標
1	検査を要する者が適切な時期に適切な検査が受けられる	

→

番号	最終アウトカム	指標
1	感染拡大が可能な限り抑制され、県民の生命及び健康が守られている。 【再掲】	

# 第8次新潟県保健医療計画（新興感染症）ロジックモデル（概要版）

個別施策

初期アウトカム

中間アウトカム

最終アウトカム

## 【入院医療体制】

- ・医療機関と協定を締結し病床確保体制を整備する
- ・感染症回復後の転院病床の確保
- ・感染症危機時の入院調整整備
- ・個人防護具が備蓄されている
- ・医療従事者への研修実施
- ・感染症対応の知見の共有

新興感染症に対応できるよう、平時から医療措置協定等により、新興感染症の患者の入院体制や後方支援体制を確保できている

医療機関で個人防護具の備蓄ができています

平時から、医療機関の医療従事者等が参加する研修や訓練が実施できている

第1種協定指定医療機関等と新興感染症に関する最新の知見や対応方法を迅速に情報共有できる体制を整備できている

入院治療を要する患者が適切な医療を受けられる

感染拡大が可能な限り抑制され、県民の生命及び健康が守られている。

## 【外来診療体制】

- ・医療機関と協定を締結し、発熱患者が適切に診療を受けられる体制を整備する。
- ・個人防護具の備蓄体制整備
- ・協定を締結した医療機関が年1回の訓練を実施する。
- ・知見を共有する情報交換会を開催する。

新興感染症に対応できるよう、平時から医療措置協定等により、新興感染症の患者の外来診療体制を迅速に確保できている

医療機関で個人防護具の備蓄ができています

平時から、医療機関の医療従事者等が参加する研修や訓練が実施できている

第2種協定指定医療機関等と新興感染症に関する最新の知見や対応方法を迅速に情報共有できる体制を整備できている

外来治療を要する患者が適切な医療を受けられる

## 【自宅・宿泊療養体制】

- ・協定を宿泊施設と締結し、居室を確保する。
- ・自宅療養者への医療を提供する医療機関、薬局等と協定を締結する。
- ・平時から自宅療養者への医療提供体制について計画的な準備を行う。

宿泊療養について検査等措置協定に基づく宿泊施設の居室数を十分確保できている

新興感染症の自宅療養者等への医療の提供を担当する医療機関、薬局等と平時に医療措置協定を締結し、第2種協定指定医療機関に指定できている

新興感染症が発生した場合、速やかに自宅療養者等への医療等が提供できるように、感染症対策連携協議会等を活用し、平時から計画的に準備できている

入院治療を要しない患者が適切に療養できる

## 【検査体制（分析）】

- ・協定を民間検査機関等と締結しまん延時においても検査体制を確保する。
- ・県保健環境科学研究所が平時から訓練や他の研究所と連携し検査体制を整備する
- ・医療機関等に検査機器を確保し検査体制の維持に努める。

検査体制を速やかに整備できるよう民間検査機関や医療機関等との検査等措置協定などにより、平時から体制を構築できている

地方衛生研究所は発生初期に検査を担うことを想定し、平時から研究や訓練を行い、他の地方衛生研究所などとも連携して、迅速かつ的確に検査を実施する体制が構築できている

県保健環境科学研究所や医療機関等に新興感染症の検査をするための検査機器が十分確保できている

検査を要する者が適切な時期に適切な検査を受けられる